

佐久市条例第 2 7 号

「佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例」

をここに公布する。

令和 8 年 7 月 6 日

佐 久 市 長 柳 田 清 二

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

佐久市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成 17 年佐久市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「（投票所の投票立会人及び期日前投票所の投票立会人にあつては、その投票時間の 2 分の 1 に相当する時間）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 投票所の投票管理者及び投票立会人並びに期日前投票所の投票管理者及び投票立会人が交替して職務を行う場合にあっては、前項の規定にかかわらず、報酬の額にその者の職務時間数を乗じて得た額を当該投票所又は当該期日前投票所の開所時間数で除して得た額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を支給することができる。この場合において、職務時間数の合計が当該投票所又は当該期日前投票所の開所時間数を超えないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。